

西崎運動公園等施設ネーミングライツパートナー選定審査要領

1 目的

本要領は、西崎運動公園等施設ネーミングライツパートナー募集要項（以下、「募集要項」という。）「8 審査及び決定（1）審査委員会の設置」における審査に関し、必要な事項を定める。

2 審査の手順

（1）事務局による審査

事務局は、応募資格等の審査を行う。

（2）西崎運動公園等施設ネーミングライツ審査委員会による審査

西崎運動公園等施設ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）は、前記（1）の審査結果を含め項目別審査を行い、総合的に審査する。

3 審査方法等

（1）応募資格等審査

事務局は、応募申込書等の提出書類に基づき、全ての応募者を対象に審査を行う。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施する。

また、以下の要件を満たしていないと判断した場合は、失格とすることができる。

①応募書類に漏れなど不備がないこと

②募集要項の「4 ネーミングライツ料」、「5 契約期間」、「6 愛称」及び「7 応募資格」の要件を満たしていること

（2）項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を満たしていると判断した応募者を対象に委員会において項目別審査を行う。なお必要に応じて関係者へのヒアリングを実施する。

①審査項目等

委員会が審査する審査項目及び審査内容並びに点数の配点は別表1のとおりとする。

②採点方法

採点方法は別表2のとおりとする。

③採点手順

委員は別表1の審査項目について審査し、別表2の採点方法に基づき評価結果を点数化して、合計得点が最も高い応募者から順位をつける。

（3）総合評価

委員が順位1位を最も多く付けた応募者を優先交渉権者とする。なお、順位1位とした委員の数が同数だった場合は、2位以降について同様の判断を繰り返すものとする。

なお、各委員の合計点の平均が60点未満の応募者は、優先交渉権者及び次点交渉権者として選定しない。

（4）失格要件

審査中や選定した後において、応募資格等を失った場合や申込書等の提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合は、失格とする。

4 審査結果の報告

委員会は、審査結果を審査委員の意見を添えて市長に報告する。

5 委任

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮り、これを決する。

別表1 (審査項目等)

No.	審査項目	審査内容	配点
1	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、分かりやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等	10点
2	ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	50点
3	契約期間	希望期間の妥当性	10点
4	地域貢献/社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満市（沖縄県）内に本社、事務所等の有無 ・糸満市の行事・イベントの共催等の実績 ・その他糸満市に対する地域貢献・社会貢献の実績 	10点
5	経営の安定性	決算報告書等による経営状況、安定性等	10点
6	魅力向上、地域活性化、集客の提案	施設の魅力向上、地域活性化、集客に関する提案	10点
合計			100点

(算出例) A社 800 万円、B社 700 万円、C社 500 万円の場合

【A社】基準点 30 点+20 点× (800/800) =50 点

【B社】基準点 30 点+20 点× (700/800) =47.5≒48 点

【C社】基準点 0 点+20 点× (500/800) =12.5≒13 点

別表2 (採点方法)

No.	審査項目	採点方法
1	愛称	非常に優れている・・・10点 優れている・・・8点 普通・・・6点 劣っている・・・4点 非常に劣っている・・・2点
2	ネーミングライツ料	<u>基準点 30点</u> 700万円以上の提案金額の場合に加点 <u>比例点 20点</u> 20点× (提案金額÷最も高い提案金額)
3	契約期間	10点× (提案期間÷最も長い提案期間)
4	地域貢献/社会貢献	非常に優れている・・・10点 優れている・・・8点 普通・・・6点 劣っている・・・4点 非常に劣っている・・・2点
5	経営の安定性	非常に優れている・・・10点 優れている・・・8点 普通・・・6点 劣っている・・・4点 非常に劣っている・・・2点
6	魅力向上や地域活性化の提案	非常に優れている・・・10点 優れている・・・8点 普通・・・6点 劣っている・・・4点 非常に劣っている・・・2点

※小数点以下の端数が発生するときは、これを四捨五入し、整数とする。